

ひきこもり訪問応援「チーム絆」地域推進事業 仕様書

1 目 的

本業務は、ひきこもり状態で途切れていた当事者と社会との繋がり回復を目指し、当事者やその家族に共感し励ましながら、課題の整理や助言、コミュニケーション能力の回復、復学や就労等に向けた活動支援等の相談支援業務を実施する。

2 実施地域

- 乙訓地域：向日市、長岡京市、大山崎町
- 山城北地域：宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
- 山城南地域：木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
- 南丹地域：亀岡市、南丹市、京丹波町
- 中丹地域：福知山市、綾部市、舞鶴市
- 丹後地域：宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 相談支援

- (ア) 当事者やその家族に対する相談支援は、当事者やその家族の状態に合わせて、電話、面接、訪問等により、以下の支援を適宜組み合わせる実施すること。
 - ・心理的なサポート
 - ・課題の整理
 - ・課題に対する支援及び助言
 - ・復学や就労等に向けた支援、訓練等への繋ぎ
 - ・医療や福祉を含めた支援機関や社会資源への繋ぎ・同行 等
- (イ) 相談対応に当たっては、ひきこもり経験者によるサポート（以下「ピアサポート」という。）を積極的に取り入れること。

特に、京都府の平成 29 年度実態調査で把握した、ひきこもり状態にあるが支援を受けていなかった者やこれと同様の状態にあった者（以下「未支援者」という。）への支援は、ピアサポートの活用等、当事者やその家族が相談しやすいよう十分に配慮すること。

イ 自立・就労に向けたコーディネート

状態が一定改善し、就学や就労が可能となった当事者に対して、以下の支援を行い、その促進を図ること。

- ・学び直しや働き方、働く場等の提案
- ・職親等の就労体験先の開拓
- ・就学先や就労支援機関との連携 等

ウ 地域ネットワークの構築

- (ア) 民間支援団体、保健所、市町村、関係機関（福祉、医療、就労支援等）や民生児童委員等が相互に連携して、ひきこもりに関する情報や支援ノウハウの共有や意見交換等を通じて、ひきこもり当事者の早期把握、早期支援につなげる地域ネットワークを充実させるため、関係機関等の連絡会議を年 2 回程度開催すること。
- (イ) 未支援者への支援をきめ細やかに実施できるよう、市町村や民間支援団体等に対して、ひきこもりの理解促進や地域での支援スキル向上のための研修会や学習会等を定期的で開催すること。（2 箇月に 1 回程度）

(2) 実施体制

ア 実施時間

上記の業務を週 35 時間以上行える体制を整えること。

イ 常設相談拠点の設置

実施地域内に常設の相談拠点を設置すること。

ウ 体制の確保

- (ア) 相談支援（電話、面接、訪問等）が行える相談員を配置すること。
- (イ) 専門的なカウンセリングや当事者のアセスメントについては、心理や福祉の専門相談員（臨床心理士や精神保健福祉士等）が対応すること。（週 1 日程度）

(3) 実施方法

(1) ア及びイの業務を効果的に進めるため、以下の業務を行うこと。

- ・ 支援計画の策定及び実施

計画的な支援を実施するため、当事者の状態に合わせて支援方針を定め、社会適応や就学・就労に向けた支援計画を策定すること。支援計画の実施に当たっては、随時ケース会議を開催し相談員間での情報共有を図るとともに、計画の進捗確認等を行うこと。

- ・ 定期アセスメントの実施

当事者の状態に応じた効果的な支援方法を検討するため、京都府が定める評価指標等を活用し、当事者の現状・支援効果を評価すること。

- ・ 変容状況の把握・報告

京都府が定める評価指標により個々の当事者の変容状況を把握し、別途京都府が指示する時期に京都府に報告すること。

- ・ 記録の作成・保管

支援内容等は、相談記録（ケース記録）を作成し、保管すること。

(4) その他

ア 事業の実施に当たっては、他地域の受託団体間の相互連携等を図ること。

イ 京都府が出席を求める会議（チーム絆定例会等）に出席すること。

4 実施状況及び完了の報告

(1) 受託者は、委託業務の毎月の実施状況について、次の事項を記載した報告書を作成し、翌月の 10 日までに京都府へ報告すること。

ア 当月の支援状況、支援者数、支援者の属性等

イ その他に京都府から求めがあった場合は、その時点での業務の進捗状況や実績、経費の執行状況等について報告しなければならない。

(2) 業務終了後の報告

受託者は、各会計年度ごとに本業務が完了したときは、直ちに次の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出しなければならない。

ア 本事業の業務実績（支援者数、支援内容等）

イ 事業に要した経費の内訳

ウ 当事者毎の支援記録、評価指標

エ その他、府が必要と認める資料

5 その他

(1) 受託者は、本業務が京都府との委託に基づく公的な業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。

(2) 事業終了後に業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、契約期間中に引継期間を設け、京都府が指定する者に業務を引き継ぐこと。

また、契約終了後においても、引継を受けた者からの問合せ等に応じられるように努めること。

(3) 本業務について、業務の終了後も含めて、今後、京都府監査委員の検査対象となる場合があるので、受託者は、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

(4) 受託者は、本業務を実施するに当たり、京都府と十分な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成をおこなうこと。

(5) 受託者の責めに帰すべき事由により、京都府又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。